ＮＰＯ法人

ＮＰＯ法人の設立にあたっては、以下の要件を満たしている必要があります。

１　営利活動を目的としないこと

２　社員の資格の特喪に関して、不当な条件を付さない

３　１０人以上の社員がいる

４　宗教活動や政治活動を主な目的としていない

５　役員として、３人以上の理事と１人以上の監事がいる

６　役員のうち、報酬を受ける者の数が、役員の総数の３分の１である

７　特定の公職者又は政党を推薦、支持することを目的としていない

８　暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でない

ＮＰＯ法人の設立にあたっては、資本金などの資金は、必要ありません。

１に関してですが、営利活動とは、会社が利益を出して、その利益で出資者に対して配当を行うことになりますが、その配当金を出すことがＮＰＯ法人の場合はできません。だたし、職員に対して給料を出すことはできます。

また、３に関してですが、民間の会社の場合は１人でも設立が可能ですが、ＮＰＯ法人の場合、必ず、社員が１０人以上必要になります。なお、社員には、親族を含めることも可能です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般社団法人 | ＮＰＯ法人 |
| 設立に必要な構成員 | ２人以上 | １０人以上 |
| 設立に必要な役員 | １人以上 | 理事３名、監事１名以上 |
| 活動内容 | 特に制限なし | 公益の増進に寄与する活動 |
| 役所への報告義務 | なし | あり |
| 税制優遇 | 原則なし | あり |
| 設立に係る期間 | 株式会社と変わらず | ５か月程度 |